



令和 7 年 12 月 2 日
海事局海洋・環境政策課

環境に優しい「船のリサイクル」が開始されます ～第 1 号となるシップ・リサイクル法に基づく再資源化解体計画を承認しました～

今年 6 月 26 日のシップ・リサイクル条約（※1）の発効にともない、同日より我が国においてもシップ・リサイクル法（※2）が施行されています。今般、同法に基づいて許可を受けたシップ・リサイクル事業者に対して、第 1 号となるリサイクル計画（再資源化解体計画）の承認を行いました。

※1 二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約

※2 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

1 制度概要

総トン数 500 トン以上の船舶のシップ・リサイクルを行う事業者は、シップ・リサイクル法に基づき、施設ごとに主務大臣（国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣）の許可を取得することが必要となります。既に、今年 6 月 26 日に 3 事業者について認定を行いました。

これに加えて、実際に総トン数 500 トン以上の船舶のシップ・リサイクルを行う場合は、船舶ごとに再資源化解体計画を作成し、主務大臣の承認を受けることが必要となります。

2 再資源化解体計画の承認

国土交通省、厚生労働省及び環境省は、シップ・リサイクル法に基づく再資源化解体計画（申請者：益田商会株式会社）について審査を行い、安全確保・環境保全などの所定の要件を満たしていることから、12 月 1 日付で承認を行いました。これがシップ・リサイクル法に基づく再資源化解体計画の初めての承認となります。

今後も、シップ・リサイクル法に基づき、再資源化解体計画の認定を行ってまいります。

法制度の詳細については、下記 HP をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000047.html

<問合せ先>

海事局 海洋・環境政策課 宮崎、加藤、馬場

代表：03-5253-8111（内線 43922、44178、43926） 直通：03-5253-8118

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(概要)

背景

- 国際海事機関(IMO)において検討が進められ、2009年5月、香港で開催された国際会議にて、船舶の解体における労働安全確保と環境保全を目的とした「シップ・リサイクル条約」を採択。
- 2025年6月26日の同条約発効にともない、同日、日本では同条約の担保法である「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(シップ・リサイクル法)」が施行。

法律概要

国土交通大臣

- 有害物質一覧表の確認
- リサイクルの目的での船舶の譲渡等の承認

船舶所有者



船舶譲渡

- ・ 有害物質一覧表の作成、更新
- ※総トン数500トン以上の船舶が対象

主務大臣（国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣）

- 再資源化解体の許可（5年毎）
- 再資源化解体計画の承認（船舶毎）

再資源化解体事業者



- ・ 事業を行う前に再資源化解体の許可を取得
- ・ 解体する船舶毎に、再資源化解体計画を作成